

火葬場設置等計画に係る意見申出一覧

No.	意見	回答
1	<p>【通信鉄塔の倒壊リスクについて】</p> <p>通信鉄塔が先に設置されていることもあり、計画用地の中に通信鉄塔があるいびつな用地となっている。(制約がある中での用地取得のための弊害と理解しているが。)台風15号での高圧鉄塔の倒壊を受けて、通信鉄塔の倒壊による施設へのダメージやリスクについては影響を評価してほしい。</p> <p>9月15日の説明会でも質問があり、通信鉄塔の管理者に確認するとのことですので、回答を教えてください。</p> <p>また、想定外の強度の風も想定する必要があり、倒壊により建物への被害が想定されるのであれば、中長期的には、通信鉄塔の移設を通信事業者と協議して検討すべき。</p>	<p>送電用鉄塔以外の鉄塔で、高さが15mを超えるものは風や地震に対する構造上の安全を確認するため、確認申請を提出する必要があります。</p> <p>新火葬場隣接地の通信鉄塔は、これに該当し、建築基準法の手続きにより設置されたことを確認したことから、倒壊リスクは小さいものと考えておりますが、現在、通信鉄塔設置管理者であるソフトバンク(株)に具体的な設計強度等を確認しており、確認でき次第、その内容をお示ししたいと考えております。</p> <p>また、通信鉄塔の倒壊による建物被害等といった想定外の事態に備え、将来的に通信鉄塔の移設や当該用地の取得を検討してまいります。</p>
2	<p>【残土運搬経路について】</p> <p>真舟団地を右折するルートは、渋滞がひどく、残土運搬車両の通行により住民生活に支障を招く。右折時間を確保する信号システムを警察署に提案するか、運搬ルートを分散すべき。</p> <p>初期の説明会では、269号線(大鷲木更津線:波岡駐在所)を左折して、下烏田を経由して127号線にアクセスするルートを利用するとの説明を聞いていた。</p> <p>通行量を分散するために269号線を利用すべき。</p>	<p>新火葬場建設予定地からの残土運搬経路について、事業者が決定するまでの説明として「県道大鷲木更津線と市道266-2号線との交差点を真舟方面に直進するか」、もしくは「下烏田方面へ左折するか」は残土運搬先を確保する事業者に委ねるとしたところですが、事業者決定後は事業者が交通状況等を勘案し、当該交差点を直進する経路で金田西特定土地区画整理事業地内へ運搬する計画としました。</p> <p>この計画により関係機関(千葉県君津土木事務所)と協議したうえで、工事用車両が通勤・通学時間帯を避け運搬するなど、周辺交通への影響を最小限に留めてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>【周辺住民への情報発信について】</p> <p>説明会では、自治会回覧文書と事業所HPで周知とあるが、一方方向の情報発信だけではなく、住民の要望、苦情を聞く、住民代表として自治会役員とのコミュニケーションの場を定期的に設けるよう配慮願います。</p>	<p>個別の意見等については、真摯に受け止め丁寧に対応してまいります。</p> <p>一方、自治会役員とのコミュニケーションの場の設定については、これまで通り波岡区長会や大久保団地自治連合会などと機会を捉え、定期的に住民説明会や意見交換会などを実施してまいります。</p>
4	<p>【葬儀車両の団地内通行について】</p> <p>三丁目のあるところを葬祭車一行が通るのが嫌だ。今までも通っていて嫌な思いをしていたが、規模が大きくなればその頻度は大きくなるだろうと反対。</p> <p>火葬場新設が、同時に進めている道路整備完了と同時期か。</p> <p>火葬場新設が早いと大久保3丁目のある所を葬祭車が通る可能性がある。</p>	<p>葬儀車両が大久保団地内へ進入しないよう、これまで通り葬業者への周知徹底を図ってまいります。</p> <p>周辺市道整備については、新火葬場の供用開始に向け鋭意進めているところですが、新火葬場の供用開始までに周辺市道整備が完了しない場合は通行車両や歩行者の安全確保を最大限確保するための対策を講じてまいります。</p>
5	<p>【新火葬場の臭気について】</p> <p>以前は嫌な臭いが時にした。</p> <p>他市民まで使用する大規模化ではとても許せない。</p> <p>計画値以下であれば、普通の人間は臭いと感じないのか。</p>	<p>新火葬場に設置する火葬炉は最新式の設備となりますので、性能・能力が高い設備であり、人が感知できない程度の臭気(臭気濃度10以下)となります。</p> <p>なお、臭気濃度測定を毎年2回行い、確実に基準が守られているか確認してまいります。</p>
6	<p>【工事用車両の運行について①】</p> <p>工事用道路の工事時期(期間)、工事中の安全対策(誘導員の配置時間帯など)、工事車両の運行ルート、運行時間帯などについて概要を教えてください。</p>	<p>工事用道路の工事期間は工事着手からおよそ4か月となります。</p> <p>工事期間中、工事用車両の運行日には、工事現場周辺区域の運行経路に交通誘導員を午前8時から午後5時までの時間帯に配置し、歩行者及び一般車両等を優先した誘導を行い、交通安全を確保してまいります。</p> <p>工事用車両の運行ルートは、羽鳥野から県道大鷲木更津線、真舟を経由し、国道409号から金田方面へ走行するルートとなります。</p> <p>工事用車両が現場周辺を通行する時間帯は午前8時30分から午後5時までを予定しています。</p>
7	<p>【工事用車両の運行について②】</p> <p>工事車両の通行時間(午前8時半から午後5時まで)の制限に該当する地域の範囲を教えてください。</p> <p>金田西地区までの全域なのか、現場近郊部分だけなのか。</p>	<p>工事用車両の運行時間の制限範囲は、新火葬場建設予定地から金田西特定土地区画整理事業地内までの運搬経路全域となります。</p>
8	<p>【周辺道路整備について】</p> <p>国道127号波岡交差点から新火葬場までの市道拡幅整備計画の、用地収用計画、新火葬場運用前の道路拡幅完成に向けた工事計画の具体的なスケジュールを明示してください。</p>	<p>周辺市道整備については、令和2年度から令和4年度までに市道234-2号線、市道136号線、市道135号線を順次整備する計画で進めております。</p> <p>しかしながら、今後の用地買収の状況によっては、計画どおりに整備できないことも想定されることから、現段階では具体的なスケジュールをお示できません。</p>

No.	意見	回答
9	【意見の申出に対する回答について】 意見の申出があったものについて、回答も含めて木更津市HPに掲載してもらえないか。	意見の申出に対する回答を含め市ホームページへの掲載については、掲載範囲を含め今後検討してまいります。
10	【計画書の開示】 既に建設予定地は決定済と認識している。どのような計画（仕様、排ガス性状、運用等）であるか開示願いたい。	平成30年3月に策定した「(仮称)木更津市火葬場整備運営事業基本計画」にて記述しておりますので、市の公式ホームページをご覧ください。
11	【環境アセスメント作成及び開示】 建設及び運用によって周辺環境が、どのように変化するかを法律又は条例によってシミュレーション(計算)して求め、開示願いたい。 なお、シミュレーションの範囲は木更津市のみならず、規定された周辺地域を含めた動植物、大気、水質、騒音、振動等が対象となる。	火葬場は、環境影響評価法等の対象事業ではありませんが、建設予定地及びその周辺における環境保全の観点から、新火葬場建設に伴う周辺環境への影響について、自主的に調査、予測、評価を実施し、必要に応じて適切な保全対策の検討を行うものとして、「(仮称)木更津市火葬場整備運営事業環境影響調査業務報告書」をとりまとめておりますので、市の公式ホームページをご覧ください。
12	【住民同意】 この種の設備は、住民同意(書)と打合議事録の添付が義務付けられている(千葉県も他県と同様と認識)。従い、前回及び今後の議事録を環境アセスメント及び事前協議資料として行政に提出すると共に、住民に開示願いたい。	木更津市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、火葬場の経営許可の申請にあたり、住民同意書と打合議事録の添付は義務付けられていません。
13	【住民同意】 焼却施設は迷惑施設として建設をする側と住民は相反する意見となりがちであるが、「自分勝手」、「エゴ」、「住民無視」であってはならない。十分に施設の必然性と妥当性を協議することを提案する。	これまでどおり周辺の自治組織である波岡区長会や大久保団地自治連合会などを通じ、地元住民との合意形成に向けた住民説明会や意見交換会を重ねるとともに、周辺住民へ回覧文書などによりご理解を求めてまいりたいと考えております。
14	【負担割合】 広域行政で実施するが、4市の負担割合はどのように決定したのか。	本事業費に対する4市の負担割合については平成27年度から協議を重ね、施設の整備内容、供用開始後の利用状況や先進事例等を踏まえて、平成29年度に施設整備費及び維持管理・運営費に関する負担割合の合意に至りました。
15	【施設整備の基本方針】 基本方針は概念的である。例えば排ガスシミュレーション、公害対策方法、基本方針等の具体例が必要である。	基本方針については、新火葬場整備における君津4市が抱える課題・留意事項を踏まえて定めたもので、その基本方針を基に、より具体的に示したものが基本計画となります。
16	【事業主体】 事業名称、主体が木更津市と記述してあるが、広域行政でPFI事業であるので記述が最適か。	4市による共同利用施設として整備を進めていますが、基本的には現火葬場の更新事業であるため、事業主体を木更津市としております。
17	【事業の概要】 性能発注であり、細かな仕様は定めない。公害問題が甘いが民間の思想か。	PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効果的かつ効率的な公共サービスを提供する事業手法であるため、本事業は性能発注としていますが、施設整備にあたり定められた関係法令等を遵守したうえで事業を進めてまいります。
18	【事業名称】 木更津市になっているが4市合同の事業でないのか。	上記16に同じ
19	【事業名称】 PFI事業であれば、PFIの企業共同体としない理由はあるのか。	東亜建設工業㈱を中心に設立されたSPC(特別目的会社)「かずさまごころサービス㈱」が、PFI事業として本事業を担います。
20	【事業名称】 他3市から木更津市への迷惑料的税金はどうなっているのか。	新火葬場建設地の周辺住民に対して、公益となる還元事業を実施する予定であり、木更津市以外の構成3市にも応分の負担を求めることとなります。
21	【施設の基本方針】 方針1～5の具体例はあるのか。	一例ですが、環境性能を考慮した火葬炉、家族葬や直葬などニーズの多様化に対応可能な多目的室、個人を心ゆくまで偲ぶことができる待合空間、ユニバーサルデザイン、災害に強いガススコージェネレーションシステムの導入等を計画しています。

No.	意見	回答
22	【必要炉数】 10炉建設のデータは施設の根幹をなすもので、4市の将来人口、各種係数の設定及び計算を提示願いたい。	4市の将来人口、各種係数の設定及び計算については、市の公式ホームページに掲載しています「基本構想」をご覧ください。
23	【大型機器の2階配置】 2階に重量物配置は建設費が高くなる。また、送風機に振動も無視できない。耐震性も考慮すべきである。	炉設備配置の効率と規模、構造を総合的に勘案し、最も建設費を抑えた計画としています。 また、送風機等の振動対策として防振架台を計画しています。 なお、排・送風機について、火葬場では2階に設置するのが一般的で、多くの実績がありますが、特に問題になったことはありません。耐震性についても十分留意した計画としています。
24	【排気筒】 FL+16mと非常に低い。排気ガスの拡散計算はどのようになっているか。着地濃度と距離を提示願いたい。	排ガスの予測結果は、長期的な影響は「(仮称)木更津市火葬場整備運営事業環境影響調査業務報告書」P218表5.1-38(年平均値)、短期的な影響はP223表5.1-39に示しています。どちらも環境基準を下回っております。
25	【再燃焼炉】 ダイオキシンが間断なく発生とあるが。人体の参考分析値を提示願いたい。	遺体の化学的組成は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル」により[重量割合として(水分:65%)、(炭素:23%)、(水素:2.78%) (酸素:3.22%) (硫黄:0.2%) (窒素:2.6%) (灰:3.2%)]と表現されていますが、その燃焼によりどの程度のダイオキシン類が発生するかは研究報告されていません。
26	【再燃焼炉】 ダイオキシンの合成及び再合成についての考えはあるのか。	ダイオキシン類の発生については、物質を燃焼することにより発生するといわれています。 [(燃焼域温度:800℃以上)(1秒以上の再燃焼滞留時間)(燃焼域の混合攪拌)]、以上の燃焼管理によりダイオキシン類を抑制します。 再合成されるダイオキシン類については、燃焼排ガスを冷却する過程で排ガスから発生するダイオキシン類です。再合成温度域は、300~400℃といわれています。 このため、800℃以上から200℃以下に急冷することにより、ダイオキシン類の再合成を抑制します。
27	【ダイオキシン】 再燃焼炉で分解後、ガス冷で200℃以下について、排ガス及び灰中のダイオキシン値の実力値はどうなっているのか。	ダイオキシン類は排ガス0.08ng-TEQ/m ³ N以下、排出灰3ng-TEQ/g以下を目標準として設計しています。
28	【高度排ガス処理値(保証値)】 触媒装置は排ガスをどのように低減するのか。	触媒装置はダイオキシン類の分解を目的として設置します。 触媒による分解過程は下記のとおりです。 触媒によるダイオキシン類の分解反応 [ダイオキシン類+酸素]→【触媒】→[水+二酸化炭素+極微量の塩化水素類]
29	【計装制御】 排ガス値をどのように第三者機関に発信するのか。	排ガスの測定結果は、測定後速やかに、木更津市の公式ホームページにて公表する予定です。
30	【発電機室】 燃焼時発熱による発電機(タービン)か再燃焼発電機か。経済産業省に届出が必要か。	停電対応用にガスエンジンとディーゼル発電機を設置する計画であり、必要な届出を行います。
31	【煙突の高さ】 煙突高さはGLより計算されるので、宅地の着地濃度が高くなる。煙突高さの評価に、設備高さを考慮すべきである。	煙突の高さは周囲からの景観影響を考慮しています。着地濃度についてはNO.15をご覧ください。
32	【緑地帯の効果】 緑地帯は感覚的には非常によいが、火葬場周辺、住宅地には効果は少ない。(公害の緩衝帯とはなり得ない)。緑地帯を生かしつつ、煙突配置及び高さを考慮すべきか。	計画地内は最大限既存森林を残し、厚みのある植栽緩衝帯を設ける計画となっており、住宅地との緩衝帯として緑地帯を計画することは一般的に効果があると認知されています。 煙突はなく排気筒のみになっており、排気筒高さは建物パラペット高さより低い計画とすることで周囲から排気筒が視認できない計画となっています。

No.	意見	回答
33	【環境保全目標値】 本設備の目標値が参考値と同一の理由はあるのか。目標値としては数値的に高いので、再考を願う。	環境防止の規制基準については、火葬場においては特に定められておりません。関係法令の基準値を参考にして自主基準を設定し、環境保全目標値としております。 また、環境保全目標値から20%削減となる監視規準を設定することで排ガス・悪臭に係る基準を遵守できる体制をとります。
34	【ダイオキシン類】 ダイオキシン特別処置の燃焼滞留時間としていない理由はあるのか。	「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」では再燃焼室における滞留時間を1秒以上とされていますが、今回計画している設備については最大排ガス量で2秒滞留の再燃焼炉設備を計画しています。
35	【ダイオキシン類】 ダイオキシンはバグフィルターで捕集する計画であるが、大気汚染を防止する上での具体的な副葬品の制限方法はあるのか。	副葬品等の自粛については、葬祭事業者を通じ書面にて利用者へ周知するほか、ホームページ等により周知する予定です。 燃焼温度を阻害するドライアイスや水分を多く含む物・ダイオキシン類発生1要素である塩素化合物を含むと思われる化学繊維及び樹脂類を削減することにより抑制を図ります。
36	【騒音規定及び振動規定】 地区の規制値はあるのか。	建設予定地は市街化調整区域に位置するため、騒音規制法、振動規制法、木更津市環境保全条例の特定工場・特定施設に係る規制基準のその他地域の基準の適用を受けることとなります。
37	【大気質測定値】 排ガスの着地濃度位置のシミュレーションはどこか。特に煙突が低いので大久保団地は別途考慮願う。	煙突の高さは周囲からの景観影響を考慮して検討しています。 着地濃度についてはNO.15をご覧ください。
38	【二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質】 建設地、近隣の測定値が必要である。煙突が低かった場合を考え、着地濃度値を考慮すべきである。	大気質の調査は、上山公園と火葬場入口付近の2か所で、冬季、夏季の2季に、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類の調査を行っております。 着地濃度についてはNO.15をご覧ください。
39	【光化学スモッグ】 上記に同じ。全てが達成していない場合の処置はあるのか。例えば排出値の制限又は低減はするのか。	光化学スモッグは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線を受けて光化学オキシダントが生成され、それらが滞留することで白く霞んだような状態です。本事業では窒素酸化物が発生しますが、大気予測結果では環境基準を下回っています。 排ガスについては、環境保全目標値の20%削減となる監視規準を設定し、常時モニタリングで管理します。監視規準を上回る数値を確認した場合は、早急に原因を究明し、改善策を講じ、監視規準が遵守できるまで再試験を繰り返すこととなります。
40	【水質の状況】 水質は規定位置で全て環境基準を達成と記述。水質測定結果で矢那川の健康項目をほとんど測定していない理由はあるのか。小糸川も同一未測定があり、いずれも環境基準の記述がなされていない理由はあるのか。	水質の調査結果は千葉県の既存資料を整理したものです。水質については、工事中の濁水等の影響が考えられますが、一時的であるため、影響は小さいものと考えております。 なお、施設供用後は公共用水域への排水はないため、周辺河川への影響はありません。
41	【振動区域区分第1種、騒音区域区分】 要請限度値は高いのではないかと。県or市独自の値か。	要請限度は騒音規制法と振動規制法により定められ、値は国、時間帯は市が規定しています。
42	【悪臭】 悪臭件数は記述あるが臭気値は記述なし。本設備の臭気値を提示されたい。	臭気値とは臭気濃度のこととされますが、排気筒出口で400以下、敷地境界で10以下を目標値として設計しています。